

地域を守る! 自主防災組織

とくしま=0(ゼロ)作戦
-南海トラフ巨大地震等 死者ゼロを目指して-



防災すだちくん

徳島県



地域を守る! 自主防災組織

とくしまー0(ゼロ)作戦

ー南海トラフ巨大地震発生時の死者ゼロを目指してー

目次

□大規模災害にそなえよう	1
□自主防災組織とは?	
1 自助・共助・公助の連携	2
2 自主防災組織とその役割	3
□自主防災組織を立ち上げよう!	
1 組織の要件、規模	4
2 組織の結成	4
3 結成の流れ(例)	5
□自主防災組織の運営と活動	
ステップ1 班の編成をしましょう	6
ステップ2 組織の「規約」を作成しましょう	7
ステップ3 (年間)活動計画案を作成しましょう	7
□平常時の自主防災組織の活動とは?	
1 防災知識の普及・啓発	
①地域での活動	8
②家庭内の防災対策の推進	9
2 地域内の安全点検	10
3 防災訓練の実施	12
4 連携による活動の活性化	14
□組織を継続するために	15
□参考(徳島県の南海トラフ巨大地震の被害想定)	16

大規模災害にそなえよう

今世紀前半にも発生が予想される南海トラフを震源とする地震は、東海から九州までの太平洋沿岸の広い範囲で甚大な被害が予想されます。また、地球温暖化の進行にともなって大型台風や過去に経験したことのないような時間雨量100mmを超える集中豪雨などによる風水害の危険性も年々高まっています。広域で大規模な災害に備え、災害に強い地域コミュニティづくりが必要となっています。

わが国は地震多発国であり、南海トラフを震源とする地震は今世紀前半にも発生が懸念されています。

平成24年10月徳島県が公表した津波浸水想定では県南で最大18m近くに達する津波が沿岸を襲うとされ、県内の沿岸部を中心に201.4平方キロメートルにわたり浸水し、多大な被害が発生する可能性があるとして想定されています。同じく平成25年7月に公表した震度予測では県内は震度6弱以上で震度6強および震度7の地域が半分以上を占め、強い揺れにより各地で多数の家屋が全半壊する可能性があるとして想定されています。

(被害想定は、資料編参照)

一方、平成16年に次々と来襲し、多大な災害をもたらした台風の例に見られるように、想定を超える集中豪雨や台風災害が頻発しています。こうした異常気象は地球の温暖化が影響しているのではないかと考えられていますが、これからも今まで経験したことのないような大規模な自然災害の発生が増えることが懸念されます。

近年の災害において、高齢者が犠牲者の多数を占める傾向が強く、今後ますます進む少子・高齢化の中において、被害を最小限に抑えるためには、「共助」の役割が大きく、しっかりとした地域コミュニティの確立が欠かせません。更には行政機関と地域の住民が一体となって総合的な防災対策を緊急かつ計画的に進めることが今こそ必要です。



防災すだちくん



東日本大震災



阪神・淡路大震災

自主防災組織とは？

広域で大規模な災害が発生すると、行政機関（自治体、消防、警察、自衛隊）の救護活動には限界があり、「公助」に頼るばかりではいけないことを数多くの災害が教えています。災害から命を守るためには、どうしても個人の努力「自助」や地域での助け合い「共助」が必要です。行政や消防団などの防災機関と連携を持ちながら、自主防災組織を核として住民中心に安全で住みやすい地域を築きましょう。

1 自助・共助・公助の連携 ～自主防災組織はなぜ必要か？～

災害の規模が大きければ大きいほど、救援活動を実施する行政機関（自治体、消防、警察、自衛隊等）の施設や職員も被災する可能性が高くなります。建物、道路、装備が被害を受ける場合もあり、行政機関による迅速な救援活動は期待できません。

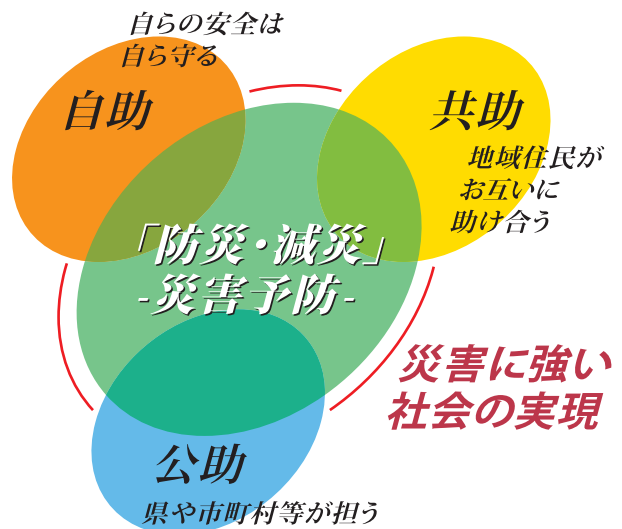
被災直後は、

「自分たちの命は自分で守る（自助）」

「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」

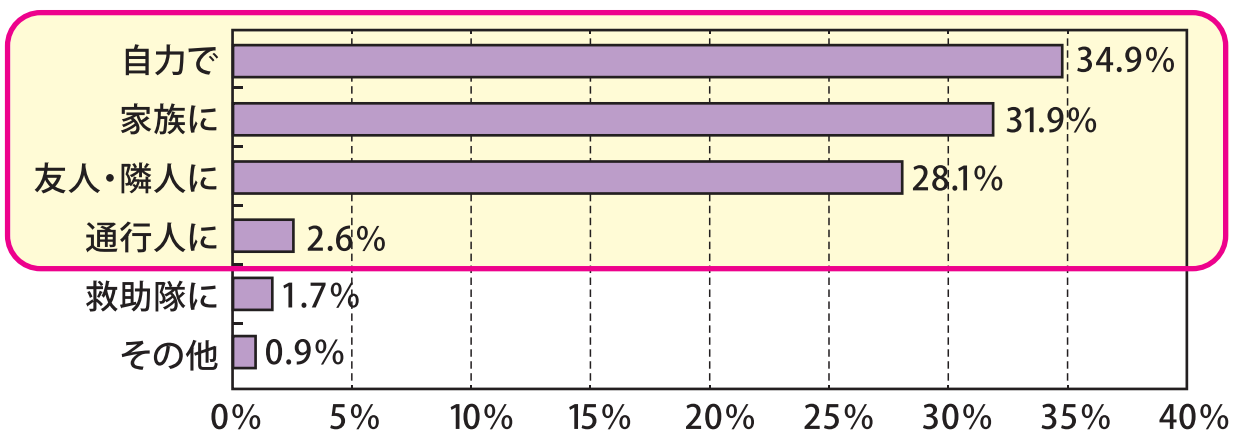
の2つが中心となります。

行政機関と連携しながら、地域住民が主役の防災対策が必要とされています。



※阪神・淡路大震災において、生き埋めや建物内に閉じ込められた際、家族や友人・隣人に救助された方が、全体の6割を占めています。これに対し、救助隊等の行政機関に救助された方は全体の3%未満です。このことは、住民による自主的な防災組織の重要性を裏付けるものです。

生き埋めや閉じ込められた際の救助



出典：(社)日本火災学会：兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書（神戸市内、標本調査）



2 自主防災組織とその役割

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき自主的に結成する防災組織で、自治会や町内会を基本に結成される場合が多くあります。

災害対策基本法において、「隣保協働の精神」に基づく「自発的な防災組織」として、その充実が求められています。

自主防災組織は、地域の防災を確保する「共助の中核」であり、また、「地域防災の要」でもあります。

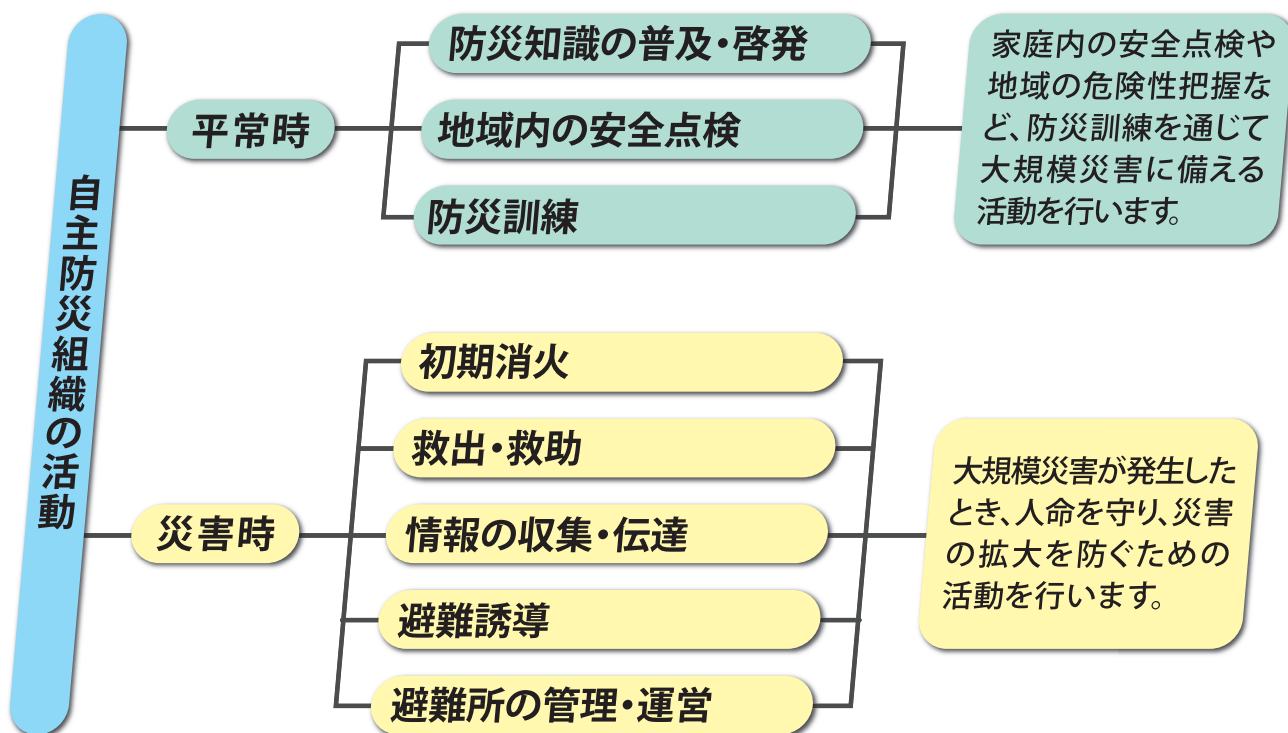
災害時はもちろん、日頃から地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行います。

平常時は防災知識の普及や啓発、地域内の安全や防災設備の点検、防災訓練の実施など災害に対する「備え」を行います。

また、災害発生時には、情報を収集して住民に迅速に伝達、初期消火、被災者の救出救助、避難誘導、避難所の運営などに従事します。

特に大地震のような大規模な災害時には、交通網の寸断、通信手段の混乱、同時多発の火災などで、消防や警察なども、同時にすべての現場に向かうことはできません。

そのような事態に備え、地域住民が連携して地域の被害を最小限に抑えることが自主防災組織の役割です。



自主防災組織を立ち上げよう!

自主防災組織は、地域住民が協力して自発的に結成するものです。既存の町内会を活用する方法、複数の町内会が一緒になって結成する方法、小学校区で結成する方法、更には既存組織とは別に新たに組織を作る等、その有様が色々考えられますので、地域の実状に合わせてつくりましょう。

1 組織の要件、規模

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るため、地域の住民が協力して自発的に結成するものです。

防災活動を行うためには、市町村や消防機関との連携が必要ですので、市町村役場や消防署に組織の結成を知らせておくことをお勧めします。

なお、自主防災組織は、地域の地理的条件や生活環境等からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有し、地域の防災活動を効果的に行える規模が望ましいとされています。

2 組織の結成

結成するためには、大きくは次の2つのケースのいずれかとなります。地域の実状に合わせてつくりましょう。



手 法	説 明
既にある団体を活用する場合	<ul style="list-style-type: none">自治会等の団体を、そのまま自主防災組織として兼ねる。既存の団体の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする。
新たな組織として結成する場合	<ul style="list-style-type: none">地域住民に働きかけながら、既存の組織とは別に、新たな組織を結成する。

(消防庁『自主防災の手引き』より)

3 結成の流れ(例)

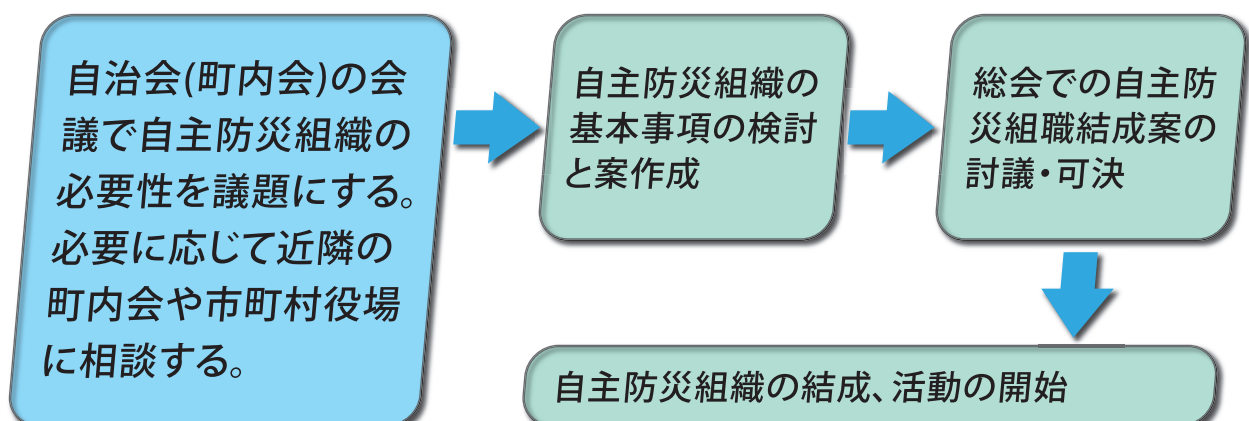
既存の地域住民組織を活用する場合

自治会や町内会など、すでに地域内に存在する住民組織を母体として自主防災組織を結成します。

- (1) すでに自治会または町内会などの中で、防災に関する活動をしている場合は、内容を充実させて自主防災組織を立ち上げます。
- (2) 自治会や町内会などはあっても、防災に関する活動をしていない場合には、会の活性化のひとつとして自主防災組織として立ち上げます。
- (3) 規模の小さな自治会や町内会などの場合には、いくつかの自治会や町内会が連携して自主防災組織を結成します。



組織づくりの手順



※結成に際しては、地元市町村の防災担当課と相談し、色々な情報を得ること等により結成前から連携することも大切です。

自主防災組織の運営と活動

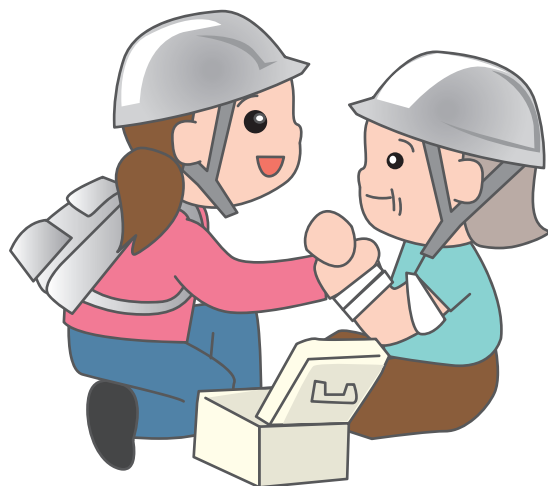
災害はいつ起こるかわかりません。いざというときに地域防災力を発揮できるよう、自主防災組織を機能させましょう。自主防災組織を運営し、活動を継続するためには、活動内容や活動計画をしっかりと検討して多くの住民で協力しながら進めることが必要となります。

トピック

1 班の編成をしましょう

自主防災組織は、基本的に会長・副会長を中心とした組織体制となり、概ね次のような班構成となっています。訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた体制としてください。

また、災害時には、計画どおりことが運ぶわけではないので、臨機応変に弾力的な運用や指揮命令ができるよう対応を考えておきましょう。



例1) 組織の基本的な班編成 (消防庁「自主防災組織の手引きより」)

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	全体調整 他機関との連絡調整 災害時要援護者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	器具の点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	避難路(所)・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	器具の点検	水、食料等の配分 炊き出し等の給食給水活動



2 組織の「規約」を作成しましょう

しっかりした活動を行うためにも、規約づくりから始めます。活動に参加する誰もが組織の活動方針や内容が分かりやすく浸透するよう明確に作成しましょう。規約には組織の目的、活動内容、役員を選出方法と任務、会計の方法などを記載します。



〇〇〇〇自主防災会規約(例)

(名称)

第1条 この会は、〇〇町自主防災会(以下「本会」という。)とする。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、震災その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止・消火活動、救出・救護、給食・給水等に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は、〇〇地区に居住する世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は△年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第7条 総会は、町内会総会と同時に開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

(防災計画)

第8条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

(会費及び経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、〇〇地域の経費をもってこれにあてる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

付 則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。



3 (年間)活動計画案を作成しましょう

年間を通じてどのような活動を行うのか、計画を立てることが必要です。無理をすると続きませんので、すこしずつ、できるところから取り組んでいきましょう。また、役員会などで十分議論して実行可能な計画とすることが大切です。



～活動計画(例)

〇〇自主防災会年間活動計画

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 4月 役員会 年間計画の決定(昨年度の反省を踏まえて) | 12月 地震シンポジウムに参加 |
| 5月 総会・防災研修会 | 1月 消火訓練 |
| 8月 役員会 防災キャンプなどの行事計画
防災キャンプ | 2月 役員会 1年間の検証 |
| 9月 総合避難訓練に参加 | 3月 役員会 検証結果をもとに改善策を検討
新年度の活動計画案作成 |
| 11月 町民文化祭に防災展示 | |

平常時の自主防災組織の活動とは？

災害は、いつ起こっても不思議ではありません。平常時から何も対策をとらないと、「起きてからでは遅い」となりかねません。命を守るためには、前もって準備をしておくことで、災害の危険を減らすことが重要です。

日常から次のような活動を行うことが大切となります。

1 防災知識の普及・啓発

① 地域での活動

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、すべての地域住民が防災に関する正確な知識を身につけることが必要となります。

そのため、地域であらゆる機会をとらえて、防災知識の普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識の向上を図りましょう。



○普及啓発の方法(例)

- ・まず、各家庭の防災対策が基本であることを理解してもらう。
- ・自主防災組織の役割と活動内容を理解してもらう。
- ・地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり。
- ・県、市町村や消防機関等の講演会や研修へ参加
- ・災害の発生した現地を視察して、被害状況やよりよい対応方策を考える。
- ・地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報紙の作成
- ・防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配付

事例1) 防災知識の普及啓発(徳島市)

徳島市にある中昭和町1・2丁目自主防災会では、防災に関する学習や講習会を行うほか、近所同士の交流を深め、付き合いを重ねていく基本的な行動から防災意識向上を図ろうと、地区の公園で季節ごとにイベント(花見や阿波おどり)を開いたり、身近な防災の話題を届ける「防災かわら版」を発行している。



- H23年度とくしま地震防災県民会議「とくしま防災マップコンクール」優秀賞受賞
- 総務省・消防庁主催 H25年度まちづくり大賞 日本防火・防災協会会長賞受賞

②家庭内の防災対策の推進

災害は、夜間など自宅にいる機会が多い時間帯でも起こりえます。特に地震の場合は、家屋の倒壊や家具の転倒などでの被災、さらにはこれに伴う火災の発生などにより、命取りになりかねません。そこで、各家庭において普段から必要な対策を行うことが重要であり、自主防災組織の活動としても啓発に取り組む必要があります。

なお、各家庭における防災対策には、耐震診断等の建物の安全対策、家具等の転倒・落下防止、防災用品・食料・飲料水・物資の事前準備などがあります。



事例2) 家具転倒防止の啓発活動(鳴門市)



鳴門市にある川東地区自主防災会では、会員のうち、希望のある各家庭に対して家具転倒防止器具の設置を会員の手で行っている。

また、平成22年より会員の自宅1棟を「家具転倒防止モデルハウス」として広く公開し、地区内外からも見学者を受け入れており、多くの人を訪れている。

見学希望の方は、県立防災センターまでお問い合わせください。

活用しよう!

「とくしま-0(ゼロ)作戦防災出前講座

地域の寄り合いなどに職員が出向き、地震の基礎知識や防災対策について説明します。また、小中学生を対象とした出前授業「小中学校まなぼうさい教室」も行っています。

「防災生涯学習コース」

県民の誰もが生涯にわたって、いつでも防災について学べるよう、講座情報や講座コンテンツを案内しています。

【HPアドレス】http://manabia.tokushima-ec.ed.jp/contents_bousai_select.html

県立防災センター

県立防災センターでは、地震や風水害などの防災の学習の場として、いろいろな体験コーナーや展示コーナーを準備しています。体験を通して、もしもの時の身の守り方を学習しましょう。

【HPアドレス】<http://anshin.pref.tokushima.jp/bousai/>

2 地域内の安全点検

地域の実状に応じ必要となる防災資機材や防災物資の整備・管理に努める必要があります。

また、地域にどのような人がどのような時間帯に存在し、どの程度の活動が可能か調べましょう。その際、お年寄りや身体の不自由な方など災害時に支援が必要な人（※災害時要援護者）、救援活動に当たれそうな人を確認しましょう。

地域の避難場所、避難経路を確認するとともに、危険箇所も把握し、市町村が作成したハザードマップを活用しながら、想定される被害や防災拠点と併せて「防災マップ」としてまとめておくと、実際の発災時には大いに役立ちます。また、平常時には定期的にこのマップを活用して図上訓練〔DIG（ディグ）〕を行いましょう。



DIG及び防災まち歩き風景（H25年度自主防災組織リーダー研修）

※災害時要援護者について

○災害時要援護者支援とは

災害が発生すると、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時における行動をとるのに支援を要する人々（例えば介護を必要とする高齢者、身体・知的障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦、日本語の理解が不十分な外国人等が災害時要援護者としてあげられる。）これらの人々は、避難行動や避難所生活で大きな困難が発生します。

○災害時要援護者の把握等

災害時に要援護者の安否確認、避難支援等が確実にできるよう、あらかじめ要援護者の所在や実態を把握しておく必要があります。要援護者は避難等に手間と時間がかかることもあります。事前にどのような支援が必要か話し合い、迅速に支援できるよう、自主防災組織だけでなく地域全体で検討しておきましょう。

また、災害時に力を発揮するのは、日頃からの地域のつながりです。災害時要援護者やその家族の方に、積極的に地域防災訓練に参加してもらいましょう。

事例3) 避難場所や避難路の整備、防災倉庫の設置



避難場所づくり(鳴門市里浦町)



防災倉庫の設置(牟岐町西浦地区)

杖の設置



避難路の整備(美波町阿部地区)

県内各地で、住民や自主防災組織等が主体となって、避難場所や避難路、防災倉庫の整備を行っている。

👉 歴史に学ぶ(古文書、体験談集、津波碑)

徳島県は過去に地震・津波をはじめ、洪水、高潮、土砂災害などの被害をたびたび被っています。災害の教訓を後世に伝えるために数々の古文書や体験談集などの資料、記念碑が残されています。こうした資料から災害発生時や災害からの復興過程の状況を知ることができます。その中には私たちが学ぶべきことがたくさん記述されています。自主防災活動のひとつとして、体験談などの学習会も有効な手段です。先人が残した記録や碑文を読み解くことを通して地域の弱点、災害への備えを理解しましょう。

これらの資料の多くは徳島県立図書館や地元自治体の図書館に所蔵されています。



徳島県内で刊行されている地震・津波体験談の記録の一部



日本最古の津波碑
1361年正平南海地震津波の
供養碑「康暦碑」
(美波町東由岐)

3 防災訓練の実施

自主防災組織は、行政や地域の学校などとの連携を図りながら、災害時に効果的に活動できるよう、さまざまな想定のもと、消防や市町村の協力を得ながら訓練を実施する必要があります。



避難誘導訓練



炊き出し訓練



初期消火訓練

訓練の概要	ポイント
初期消火訓練	出火の防止の方法をはじめ、火災全般に関する基礎知識などを習得するために実施します。道具のある場所の確認のほか、消火道具を実際に使用することが非常に重要です。
避難・誘導訓練	避難経路や避難所の安全について参加者が確認するとともに、避難経路の確認や、地区内の避難状況の把握方法を確認するために実施します。
救出訓練	倒壊した家屋などからの救出を想定しての圧迫物の除去、負傷者などの搬送を想定して行います。なお、状況に応じ出来るだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害の防止にも配慮する必要があります。
救護訓練	応急手当の道具の確認や負傷者等への応急手当の方法、AEDの使用方法などの習得を訓練を通じて実施します。
情報収集・伝達訓練	安否の確認、被災状況の情報収集や伝達、生活関連情報の収集と周知などを行います。事前にどのような情報を収集し、誰にどのように伝達するかを整理しておく必要があります。
避難所運営訓練	避難所の開設場所の確認、避難所の円滑な開設、運営にかかるルールづくりや工夫・ノウハウの共有などを目標に実施します。
炊き出し訓練	電気・ガス・水道が止まり、水の供給や食事の調達が困難なケースを想定して行います。あらかじめ井戸のある家などの水源、さらには地域にある食材などの確保を図るとともに、水の運搬器具や調理道具の所在を確認し、さらには大人数の食事を作るための、衛生面をはじめとするノウハウや工夫を習得することも重要です。

※このような訓練を積み重ねていくことが、地域の防災力のアップには欠かせません。しかしながら、地域においては、祭りやその他各種行事があり、防災訓練に割ける時間は限界があります。持続可能な自主防災活動のためには、例えば運動会でバケツリレーや簡易担架競争など、防災の要素を取り入れたり、消火訓練を合わせて実施するなど、年間の行事に取り入れて実施できれば、地域の負担が軽くなります。

また、災害は昼夜関係なく発生しますので、夜間訓練や多くの人が出ている昼間を想定した訓練など条件を変えて訓練を行うことも重要です。

その他、学校や関係機関との連携、災害時要援護者への支援を踏まえた訓練を行うことも検討しましょう。

事例4) 住民参加による夜間の避難訓練を実施(阿南市)



(阿南市提供)

橘地区では、住民が自主的にH20年度より、LEDを使った津波避難場の案内看板を製作・設置していたが、阿南市においても、自主防災組織関係者の要望や夜間避難訓練、市の調査を踏まえ、夜間避難対策として、昼間に太陽光を吸収して、夜間には発光する蓄光海拔表示シートの設置を進めることとなった。

阿南市の橘(たちばな)地区にある橘町地域自主防災会では、東日本大震災を受け、夜間のマグニチュード9クラスの地震による大津波を想定し、夜間避難訓練を実施している。

住民は懐中電灯やリュックを持ち、避難経路の確認を行いながら、最寄りの避難場所に避難したり、炊き出し訓練なども併せて行っている。



事例5) 3地域の自主防災会で連携した防災対策(美波町)

由岐漁港周辺3地区の自主防災組織(東由岐防災会、西の地防災きずな会、西由岐防災会)では、遊山と避難訓練を兼ねた「避難まつり」を開催している。避難まつりでは、避難場所へ徒歩で移動し、無線による連絡確認などを行った後、各自が持参した弁当を広げて昼食を楽しむ取組などが行われており、避難まつりの取組を通じて、避難経路・避難場所の確認などにつなげている。

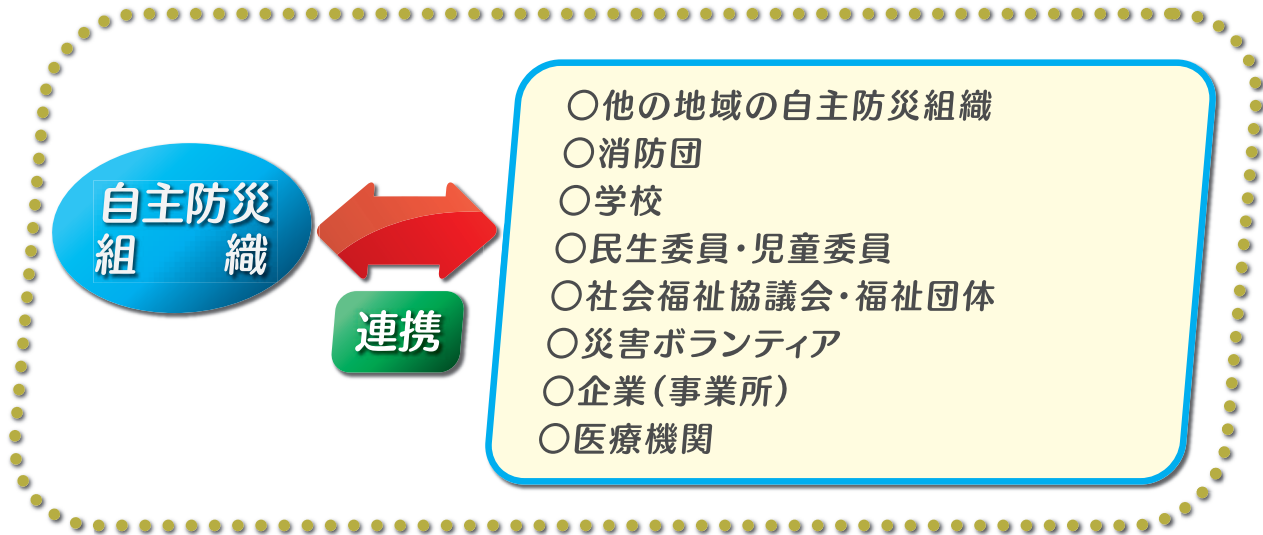


その他、3地区の自主防災組織では、各地区の避難場所や避難路の情報を共有するため、3地区の避難路を巡る行事「タウンウォッチング」を実施したり、地区内の家庭を対象に非常食など防災用品の斡旋や、地域の家庭にある古い写真をデジタル化に加え、徳島大学と連携し、事前復興まちづくり計画の策定に取り組むなど、協働して様々な防災対策を行っている。

4 連携による活動の活性化

大規模な災害が発生すると、一地域の自主防災組織だけで対応することは困難です。近隣の自主防災組織と相互に情報を交換したり、助け合う協力体制が必要となってきます。

そのため、普段から近隣の自主防災組織や、地域の防災機関、災害ボランティア等と連携を取ること、いざという時、一体となって防災活動を行うことが可能になります。



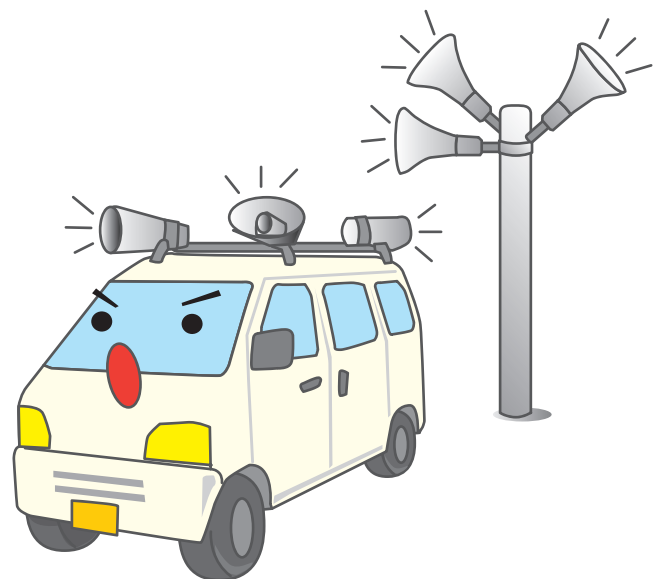
事例6) 社会福祉協議会や諸団体と連携した自主防災会(美馬市)



美馬市にある「拝東自主防災会」は、春日・拝東南・拝東北の各地区の3つの自治会で構成されている。H14年度に旧脇町の社会福祉協議会が春日地区を「災害時要援護者対策に伴う自主防災組織立ち上げ事業」のモデル地区として指定したことがきっかけとなり、H16年度に各地区の自治会が「拝東自主防災会」を結成した。

結成以来、社会福祉協議会に加え、行政・警察・消防本部・消防団と諸団体(病院や知的障がい者厚生施設など)の連携のもと、災害弱者の把握、防災マップの作成、防災訓練等を継続して行っている。

(H19年度「とくしま自主防災活動賞」受賞)



組織を継続するために

自主防災役員の交代年には防災研修会などを開催

自主防災組織の役員は、毎年交代するケースが多く、ともすれば運営が停滞し組織を維持できなくなる可能性があります。組織を維持・発展させるためには、役員交代時に防災研修会等を開催し、組織の目的や意義、役割について、役員等に理解を求め、意思疎通を図っておくことが重要です。

人材発掘と育成

数年間にわたり継続して、自主防災組織の維持・発展を担っていただく特定の人材を発掘・育成しましょう。

日頃の自主防災活動はできる範囲と規模で

自主防災活動が、他の町内会活動を圧迫したり、役員に過度な負担を追わせることがないように、無理をせず出来る範囲で、長続きする防災活動にしましょう。

ご近所で防災の話題を

日頃、ご近所とのお付き合いの中で、防災についてもひとつの話題にしましょう。

例えば、「先日、防災講習会に参加したらこんなことを言っていましたヨ!」「地震の時には、物が倒れてこない・物が落ちてこない・物が動いてこない所に避難しましょう」また、「洪水の時の避難は、自宅の2階へ(縦)か、避難所へ(横)か、その時の状況判断が必要だ」など、ロコミで広めることも効果的な防災活動です。



日頃から防災の備えについて話しましょう!

※「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」について(H25.12.13 公布)

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第18条に自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割について定められています。

市町村においては、これまでも、消防団と自主防災組織等が連携した訓練の実施等に取り組んでいますが、一定の訓練を受けた消防団が自主防災組織等の教育訓練に指導的な役割を担うことが一層の効果があるものと考えられています。

今後、国においても教育訓練を受けた消防団員による自主防災組織のリーダー育成強化に取り組むこととなっており、市町村においても教育訓練を受けた消防団員を活用し、地域の防災リーダー育成の取組を推進することとなっております。

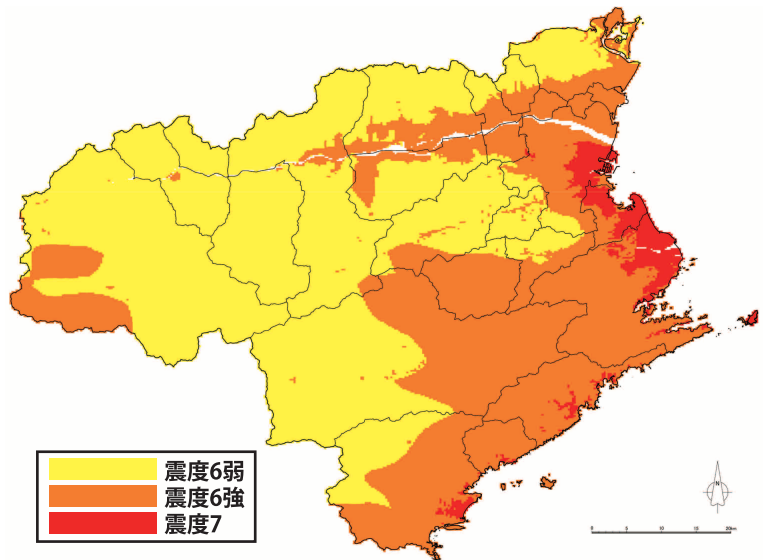
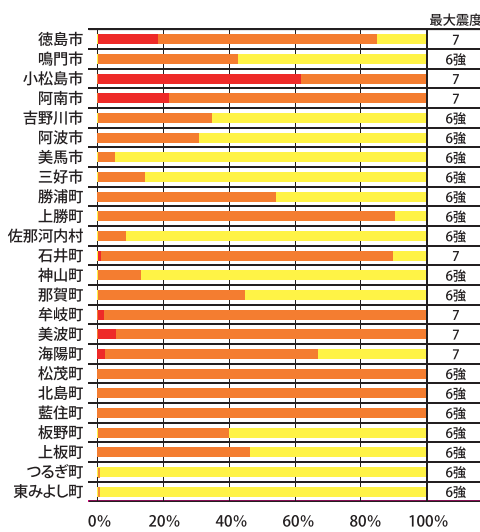
参考 徳島県の南海トラフ巨大地震の被害想定

自主防災活動を進めるにあたり、重要なことは、地域で起こる可能性がある災害を十分に理解しておくことです。どのような災害が起こり、どれくらいの被害が生じるのかを確認しておき災害時のイメージを持っておくことが大切です。

お住まいの地域の被害想定や、ハザードマップ等を確認しておきましょう。

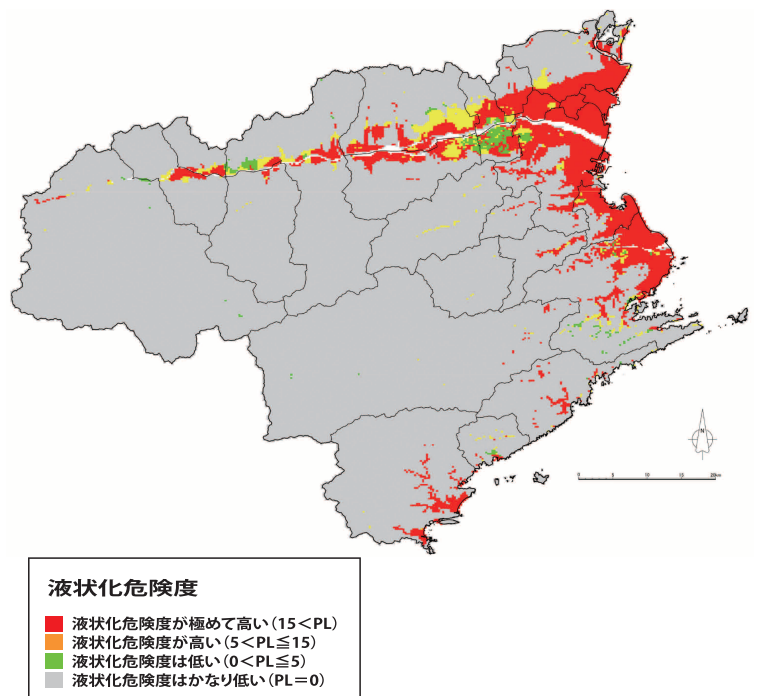
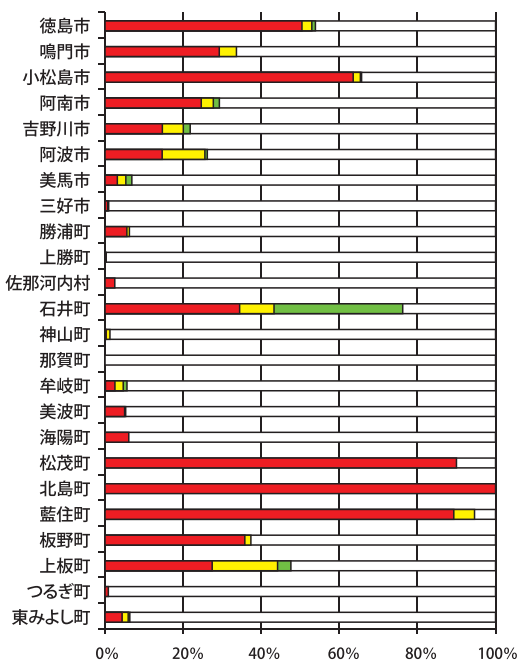
徳島県内各市町村の震度(H25.7.31公表)

(震度の面積率)



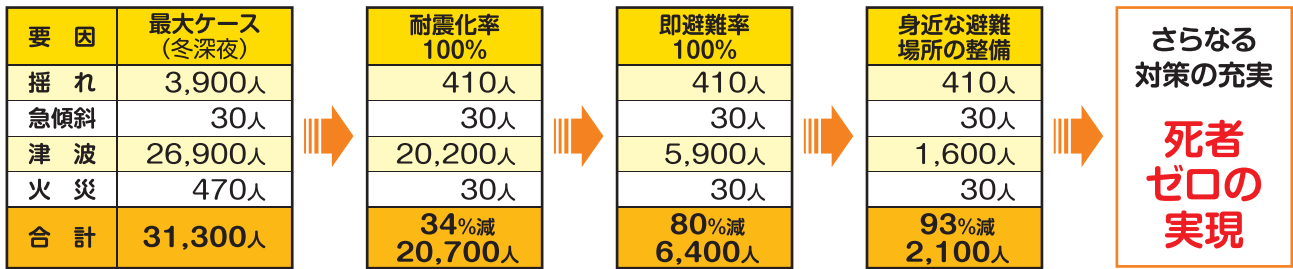
徳島県内各市町村の液状化危険度・最大ケース(H25.7.31公表)

(液状化危険度の面積率)



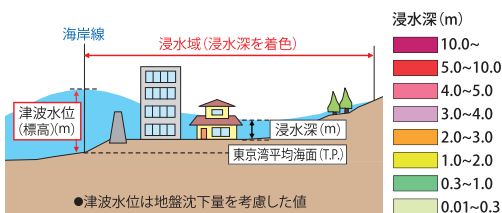
被害の軽減効果(H25.7.31公表)

建物の耐震化率を100%に引き上げ、発災後全員がすぐに津波からの避難を開始するなど、減災対策をしっかりとることで大幅な被害軽減が可能です。

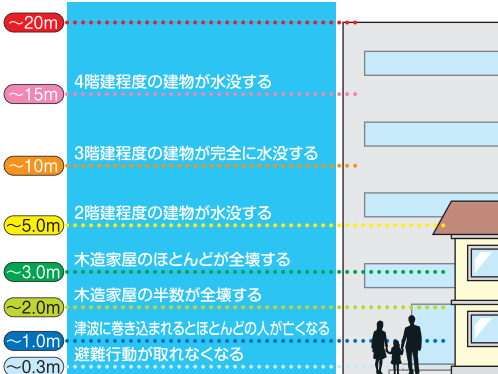


徳島県津波浸水想定(H24.10.31公表)

津波水位と浸水深



浸水深の被害目安



●津波影響開始時間

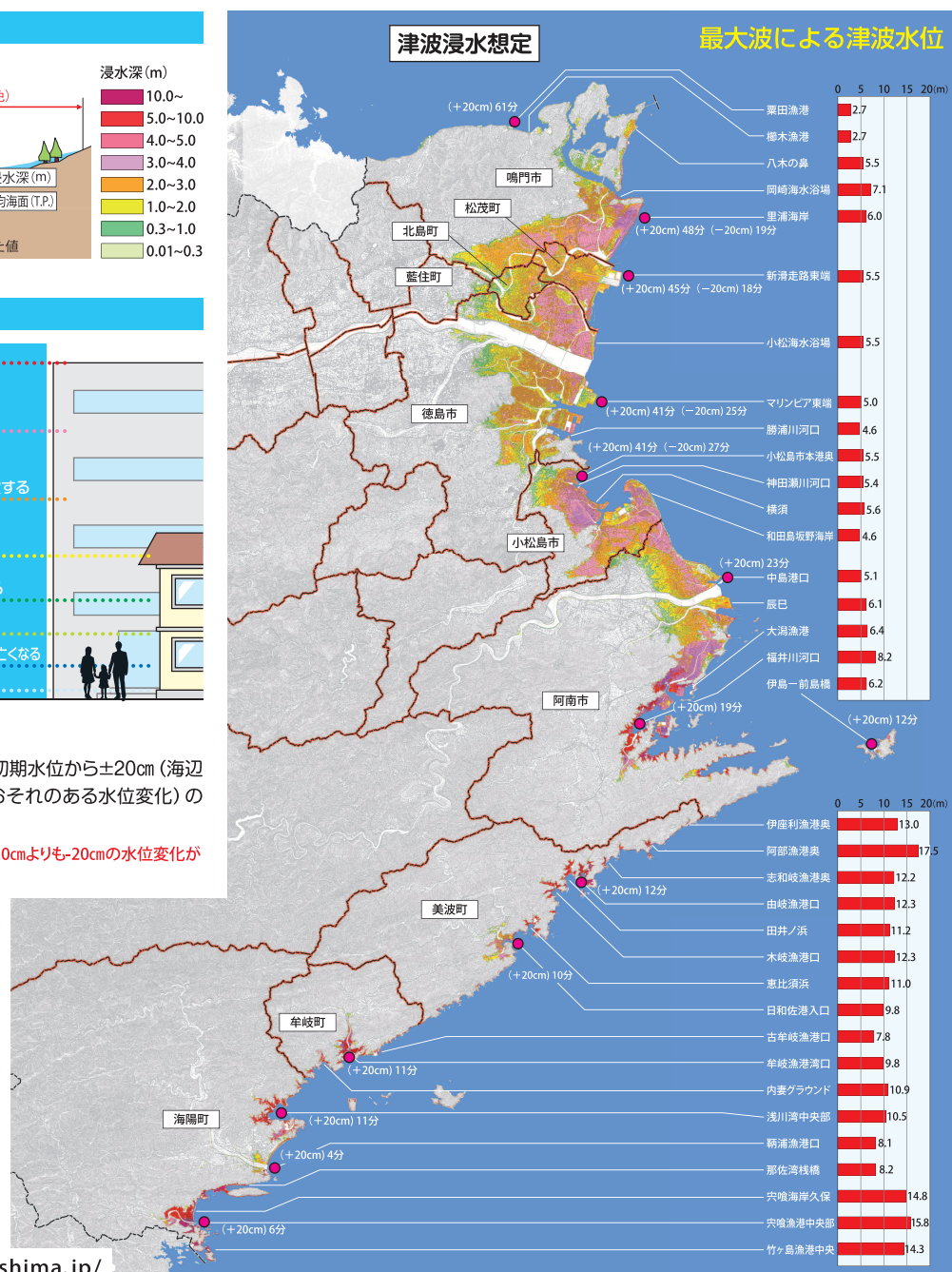
海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm(海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化)の変化が生じるまでの時間。

(注) 図中(-20cm)表示がある地点は、+20cmよりも-20cmの水位変化が先に生じる地点を示す。

※徳島県災害・危機管理情報サイト「安心とくしま」では、県内のお住まいの地域の「津波浸水予測図」や「活断層図」のほか、地震、津波、台風などの災害に関する情報をご覧いただけます。

[HPアドレス]

<http://anshin.pref.tokushima.jp/>



利用できる資源

国内のWebサイト

内閣府 防災情報のページ	【 http://www.bousai.go.jp/index.html 】
国土交通省 防災情報提供センター	【 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/ 】
文部科学省 地震調査研究推進本部	【 http://www.jishin.go.jp/main/ 】
総務省消防庁	【 http://www.fdma.go.jp/ 】
総務省消防庁(防災・危機管理 e-カレッジ)	【 http://open.fdma.go.jp/e-college/index.html 】
独立行政法人 防災科学技術研究所	【 http://www.bosai.go.jp/ 】
人と防災未来センター	【 http://www.dri.ne.jp/ 】

県内関連団体

徳島県立防災センター

〒771-0204 徳島県板野郡北島町鯛浜字大西165

TEL.088-683-2000 FAX.088-683-2002 【<http://anshin.pref.tokushima.jp/bousai/>】

徳島地方気象台

〒770-0864 徳島市大和町2丁目3-36

TEL.088-622-2265 【<http://www.jma-net.go.jp/tokushima/>】

日本赤十字社 徳島県支部

〒770-0044 徳島県徳島市庄町3丁目12-1

TEL.088-631-6000 【<http://www2.tcn.ne.jp/~jrcawa1/index.html>】

徳島大学環境防災研究センター

〒770-8506 徳島県徳島市南常三島町2-1

TEL.088-656-8965 【<http://envdp.ce.tokushima-u.ac.jp/>】

編集・発行

徳島県防災人材育成センター

TEL.088-683-2100 FAX.088-683-2002

安心とくしまHP: <http://anshin.pref.tokushima.jp/>

